○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山八〇三、八〇四の一、八〇四の三から八〇四の七まで、八〇五、八〇六、八〇六の一、八〇六の二、八〇七から八一一まで、字杉ヶ谷上平八一二、八一三、字大平八一四から八一六まで、八一七の一から八一七の九まで、八二〇、八二二、八二四、八二五、字長ヶ垰八三〇の一から八三〇の三まで、八三二から八三五まで、八三五の一、八三八、字有井谷八三九、八四〇、字川戸山八五七の一、八五七の二、八五八、八五九、大字穂見字カウナ谷奥六九五から六八八まで、七〇〇の一から七〇〇の七まで、七〇一から七〇四まで、七〇六から七〇八まで、七〇九の一、七〇九の二、字眞コモノ上七一三の一、七一四から七一七まで、七二〇から七二三まで、字カナゲ谷奥七二六の一、七二七から七三四まで、七三六から七三八まで、七三九の一、七三九の二、七四〇、字柳ヶ谷奥七四三、七四七の一、七四八から七六二まで、字中之谷奥七六四から七八二まで、七八三・字朴木**沿**七八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八五、七八六、七八七・字小谷七八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七九〇の一から七九〇の三まで、七九一の一から七九一の三まで、七九二から七九四まで、字峠ノ下七九五から七九七まで、七九八の一、七九八の二、七九九から八〇三まで、八〇四の一、字老ヶ谷北平八〇六の一、八〇七から八一六まで、字老ヶ谷口八一七（次の図に示す部分に限る。）、八一八、八一九（次の図に示す部分に限る。）、八二〇の一、八二〇の二、八二一（次の図に示す部分に限る。）、八二一の一、八二一の二、八二二、八二三、八二五の一、八二六、八二七の一、八二八の一、八二八の二、字奥皆地北平八二九から八三一まで、八三二の一、八三二の二、八三三の一、八三三の二、八三四、八三六（次の図に示す部分に限る。）、字堂ヶ敷八三七、八三八、字カシラ八三九（次の図に示す部分に限る。）、八三九の一、字老ヶ谷奥八四〇（次の図に示す部分に限る。）、八四〇の一、字タナノ上八四一（次の図に示す部分に限る。）、字五郎次郎奥八四三から八四五まで、八四六の一、八四六の二、八四八の二、八五〇、八五四、八五六の一、八五六の二、八五七から八六〇まで、八六四、八六五、字深谷口八六六から八七二まで、八七三の一から八七三の四まで、八七四、八七六の一、八七七、八七八の一、八七九の一、八八〇、八八一の一、字茗荷谷奥八八四から八九六まで、八九八、八九八の一、九〇〇から九〇六まで、九〇七の一、九〇七の二、九〇九の一、九〇九の二、九一〇から九一二まで、字太田ノ上九一三から九二一まで、字柿ノ木ノ上九二二、九二三の一、九二三の二、九二四から九二七まで、字大塚九二九から九三八まで、九三九の一、九三九の二、九四〇、九四一、九四四から九四六まで、字小塚九四七の一、九四七の二、字越又ノ上九四八から九五〇まで、大字埴師字小谷一〇五四から一〇五九まで、一〇五九の一、一〇六〇から一〇六二まで、字香傳寺林一〇六三の一、一〇六三の二、一〇六四から一〇六六まで、一〇六七の一、一〇六七の二、一〇六八の一、一〇六八の二、一〇六九から一〇七一まで、一〇七三から一〇七七まで、字巻尾一〇七八、一〇七八の一、一〇七八の二、一〇七九、一〇八〇、一〇八〇の一から一〇八〇の六まで、一〇八一、一〇八一の一、一〇八二、一〇八二の一、一〇八二の二、一〇八三、一〇八四、字穴ケサコ一〇八五、一〇八五の一、一〇八六、一〇八七、字堂サコ一〇八六の一、一〇八六の二、一〇八九から一〇九一まで、一〇九一の一、字北谷林一〇九二から一〇九四まで、一〇九四の一、一〇九四の二、一〇九五から一〇九八まで、一一〇〇、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇四から一一〇六まで、一一〇八、一一〇八の一、字地福寺林一一〇九、一一〇九の一、一一一〇、一一一一、一一一一の一、一一一二、一一一三、一一一四の二、一一一五、一一一六、字下向イ一一一七から一一二三まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四、一一二四の一から一一二四の六まで、一一二五、一一二五の一、一一二六、一一二六の一から一一二六の四まで、字上向イ一一二七、一一二七の一から一一二七の五まで、字アシ谷林一一二八、一一二八の一から一一二八の六まで、一一二九、一一三〇、字砂タメ林一一三一から一一三八まで、字サケ尾林一一三九、一一三九の一、一一四〇の一、一一四〇の二、一一四一、一一四一の一、一一四一の二、字上サケ尾一一四二、一一四三、一一四三の一から一一四三の五まで、一一四四、一一四四の一から一一四四の四まで、字家ノ上一一四五、一一四五の一、一一四五の二、一一四六、一一四六の一、一一四六の二、字ノミ谷山一一四七の一から一一四七の一一まで、一一四八の二から一一四八の二〇まで、字大**沿**奥一一五二の二、字陰山一一五三、一一五三の一から一一五三の三まで、一一五四、一一五四の一から一一五四の三まで、一一五五、一一五五の一、一一五六、一一五六の一、一一五七、一一五七の一、一一五八、一一五八の一、字サコ田一一七七から一一八一まで、字ヤナヶ谷林一一八二から一一八七まで、一一八八の一から一一八八の三まで、一一八九、一一八九の一、一一八九の二、一一九〇、一一九一、字岡ノ上林一一九二、一一九三の一から一一九三の五まで、一一九四、一一九五、一一九六の一、一一九六の二、一一九七、一一九八、一一九八の一、一一九九、一二〇〇、一二〇五、一二〇五の一、一二〇六、一二〇六の一、一二〇七、一二〇八、一二〇九の一、一二〇九の二、一二一〇から一二一五まで、一二一五の一、一二一六、一二一七、一二一八の一、字ヤナヶ谷林一二一九、一二二〇、字後谷林一二二一、一二二三から一二三〇まで、一二三一の一、一二三一の二、一二三二、一二三三の二、字寺谷山一二三四、一二三四の一、一二三五、一二三六の一、字シヤク谷山一二五三の三、字カ子ツキ谷山一二五四の一三、一二五四の一五から一二五四の一九まで、一二五四の二一から一二五四の五六まで、一二五四の五八から一二五四の六三まで、一二五四の六五から一二五四の六九まで、一二五九の二、字後谷山一二六二の一から一二六二の九まで、大字三吉字松ヶ坪六五三、六五四、字客ノ谷北平六五五の一、六五五の二、六五六から六五八まで、六五八の一、六六〇、字中尾六六一、六六二、字客ノ谷南平六六三から六七〇まで、六七四、字大ノ上エ六七一から六七三まで、字ヒナタ六七六の一から六七六の三まで、六七七から六七九まで、六八〇の一、六八〇の二、六八一の一、六八三から六八五まで、字タナ坪六八六から六八九まで、字下モ所カサ六九〇、六九一の一、六九一の二、字段ノ山七〇一（次の図に示す部分に限る。）、七〇二から七〇四まで、字アシガタ七〇七、七〇八の一、七〇九、七〇九の一、字堂ノ尾七一〇の一、七一一、字ウシナサコ七一二の一から七一二の四まで、字毛谷七一八、字カマ谷七二四、七二五の一から七二五の三まで、七二六、七二七、字カツラ**沿**七二八から七三五まで、七三六の一、七三六の二、字蔭平七三七から七三九まで、七三九の一、七四〇、七四二の一、七四四、七四四の一、字恵徳山七四五から七四七まで、七四七の一、七四八の一、七四八の二、字アベカ**沿**七四九の一、七五〇の一から七五〇の三まで、七五一、七五二の一、七五三、七五四の一、七五六の一、字漆山七八二の一、七八三の一、字妙ヶ谷七八四から七八六まで、七八七の一、七八七の二、七八七の五、七八七の八、七八八、字段**沿**八〇八、八〇九の一、八〇九の二、八一〇、八一〇の一、八一二から八一三まで、字大熊谷八一四、八一四の一、八一五の一、八一五の四、八一六から八一八まで、字小熊谷八一九、字ヤナガ谷八二〇の一、八二一の一、八二一の五、八二二の六、八二二、八二三の一、字コウケ谷八二四の一、八二四の二、八二五の一、八二五の二、八二六、字小屋ノ谷八二七の一から八二七の四まで、字本谷八二八の一から八二八の二九まで、字明ヶ谷八二九、八三〇、字清水**沿**八三一から八三六まで、字コラホ祢八三七、字庄田八三八の一、八三八の二、八三九の一、八三九の二、八四〇の一、字ノト谷八四一、八四二の一、八四三、八四四、八四四の一、八四五、字家ノ上八四六、八四七、字小コ谷八四八、大字慶所字小谷二八九から二九八まで、字下畠上へ二九九から三〇一まで、三〇二の一、三〇二の二、三〇三から三〇五まで、字段三〇六から三〇九まで、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の四、三一〇の五、三一一、字梨